

優先交渉権者決定基準

審査は、提出書類及びプレゼンテーションについて、下記項目に基づき採点を行います。提案者の点数は各委員の採点を合計し、平均点が67点以上で、なおかつ最高得点を獲得した者を優先交渉権者とします。

また、採点は、配点に基づいて、1点単位で採点をします。

なお、価格については、事前に事務局にて採点をします。

評価項目	評価基準	配点
地域との連携・調整	学校・学童クラブとの連携がしっかりと計画されており、連携体制の実現性が高いか。	20
実現可能性	児童の安全確保や学習活動、体験活動など、業務内容を効率的に実施できるか。	20
安全対策	児童の安全を確保するための措置が十分であるか。	15
人員配置	事業管理者・コーディネーター・支援スタッフの配置計画は十分であるか。	10
活動内容と質	学習内容・体験活動が多様であり、児童にとって魅力的であるか。	10
事業の理解・達成能力	本事業の目的を理解し、その達成に向けた具体的な計画を示しているか。	5
全般	知識、能力、熱意はあるか。	10
価格	(配点) × (最低見積金額) ÷ (見積金額) * 小数点以下四捨五入 * 見積金額は 税込み額 とする。	10
合計		100

※評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準					
特に優れた内容である	100%	20点	15点	10点	5点
優れた内容である	80%	16点	12点	8点	4点
平均的な内容である	60%	12点	9点	6点	3点
内容が乏しい	40%	8点	6点	4点	2点
提案ができていない	0%	0点	0点	0点	0点

※審査会委員全員の平均点に価格評価点を加えた点数（小数点第2位以下切り捨て）の上位提案者から順位付けを行い、第1位を優先交渉権者とします。